

群馬地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

群馬労働局一般公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、群馬地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「群馬地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年2月14日

群馬労働局長 上野 康博



記

群馬地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年3月7日

(3) 推薦書の提出先

群馬労働局労働基準部賃金室

(〒371-8567 前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階)

令和 年 月 日 別紙

群馬労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

群馬地方最低賃金審議会 { 労働者代表 } 委員の候補として、下記の者を
{ 使用者代表 }
内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	生年月日 年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴
勤務先電話番号			
F A X 番 号			
自 宅 電 話 番 号			

内 諾 書

群馬労働局長
上野 康博 殿

令和 年 月 日

住 所 (〒)

氏 名

私は、群馬地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを
内諾します。

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふり 氏 名		生年月日	年 月 日
所属団体及び 役 職			
所 属 団 体 所 在 地 及 び 電 話 番 号			
最 終 学 歴			
職 歴 (記入しきれない場合は、適宜別紙を用いても可)			

国家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、
官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまで
の者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十一条までに規定する
罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破
壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者